

## DB/SA の設計項目の整理方針（8条(竜巻)、36条）

本資料は、DBとSAの設計項目を合わせて説明することの前作業として、共通12資料2の記載見直しの方向性を「8条(竜巻)」及び「36条」の竜巻に関連する設計方針を例に示すものである。

なお、本資料内の表現の整合性等については、火山等の他の現象も含めて継続して修正作業を進めているところである。

添付1：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（第八条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））

添付2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（第三十六条 重大事故等対処設備）

項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請																																																																																												
					設計説明分類 (下表は例表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲)は資料別添付表	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料																																																																																						
	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.1. 地殻からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 竪巻	冒頭宣言 【8条(竪巻) -2~5, 7~12】 定義	基本方針	<凡例等>  ■ : 重大事故等対処設備に係る設計項目及び説明グループの考え方  □ : 「設計項目」が同じあるものの設計対応が異なることから「説明グループの考え方」を分けて記載するもの  △ : 資料中の噴き出し(青色)については、設計項目の説明内容を示す。(下表参照)																																																																																													
	設計竪巻から防護する施設(以下「竪巻防護対象施設」という。)としている施設のうち、機械的・物理的・化学的・生物的・電気的・磁気的・放射能的・熱的・光的・音響的・電磁波的等の要因により、その機能を失うおそれなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、並びに機器等を対象とする。竪巻防護対象施設及びそれらを収容する建物(以下「竪巻防護対象施設等」という。)は、確実に対し、機械的強度を有すること等により、竪巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(竪巻) -2~5, 7~12】 定義	基本方針	吹き出し整理表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設計項目の説明内容</th> <th colspan="3">設計方針番号</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>36条内の飛び出し</th> <th>36条の受先 8条への飛び出し元</th> <th>8条の受け先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">環境条件</td> <td>①-1</td> <td>常設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>36条-91(屋内)</td> <td>⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15</td> </tr> <tr> <td>①-2</td> <td>床面に設けられたものの(屋内に保管する可搬設備)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-121(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-14</td> </tr> <tr> <td>①-3</td> <td>可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-4</td> <td>可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-5</td> <td>可搬のうち衝突荷重に対して四時限能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td>①-6</td> <td>内蔵SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの</td> <td>36条-94(屋外)</td> <td>⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-4</td> </tr> <tr> <td>①-7</td> <td>設計飛来物にならないための措置(資機材)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-92(屋外) ⇒ 36条-122(設計説明 分類共通)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">位置的分散</td> <td>②-1</td> <td>常設SA設備(防火水槽)</td> <td>36条-14(屋内)</td> <td>⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-2</td> <td>可搬SA設備(側面口部)</td> <td>36条-23(屋外)</td> <td>⇒ 36条-23(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-18</td> </tr> <tr> <td>②-3</td> <td>可搬SA設備(側面口)</td> <td>36条-24(屋外)</td> <td>⇒ 36条-24(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td>②-4</td> <td>常設SA設備(接続口)</td> <td>36条-41(屋内)</td> <td>⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">影響防止</td> <td>③-1</td> <td>常設のうち自分で耐えるもの(建物)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-50(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15</td> </tr> <tr> <td>③-2</td> <td>設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td>③-3</td> <td>可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19, 29</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作性</td> <td>④-1</td> <td>(対象無し)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④-2</td> <td>室内アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15</td> </tr> <tr> <td>④-3</td> <td>屋外アクセスルート</td> <td>36条-166(建物)</td> <td>⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アクセス性</td> <td>⑤-1</td> <td>ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ハイールローダ)</td> <td>-</td> <td>⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19</td> </tr> </tbody> </table>	設計項目の説明内容		設計方針番号					36条内の飛び出し	36条の受先 8条への飛び出し元	8条の受け先	環境条件	①-1	常設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋内)	⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15	①-2	床面に設けられたものの(屋内に保管する可搬設備)	-	⇒ 36条-121(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-14	①-3	可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19	①-4	可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19	①-5	可搬のうち衝突荷重に対して四時限能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19	①-6	内蔵SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-4	①-7	設計飛来物にならないための措置(資機材)	-	⇒ 36条-92(屋外) ⇒ 36条-122(設計説明 分類共通)	位置的分散	②-1	常設SA設備(防火水槽)	36条-14(屋内)	⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-19	②-2	可搬SA設備(側面口部)	36条-23(屋外)	⇒ 36条-23(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-18	②-3	可搬SA設備(側面口)	36条-24(屋外)	⇒ 36条-24(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19	②-4	常設SA設備(接続口)	36条-41(屋内)	⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-19	影響防止	③-1	常設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	⇒ 36条-50(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15	③-2	設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19, 29	③-3	可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19, 29	操作性	④-1	(対象無し)	-	-	④-2	室内アクセスルート	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15	④-3	屋外アクセスルート	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竪巻)-19	アクセス性	⑤-1	ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ハイールローダ)	-	⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19					
設計項目の説明内容		設計方針番号																																																																																															
		36条内の飛び出し	36条の受先 8条への飛び出し元	8条の受け先																																																																																													
環境条件	①-1	常設のうち自分で耐えるもの(建物)	36条-91(屋内)	⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15																																																																																													
	①-2	床面に設けられたものの(屋内に保管する可搬設備)	-	⇒ 36条-121(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-14																																																																																													
	①-3	可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
	①-4	可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
	①-5	可搬のうち衝突荷重に対して四時限能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
	①-6	内蔵SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの	36条-94(屋外)	⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-4																																																																																													
	①-7	設計飛来物にならないための措置(資機材)	-	⇒ 36条-92(屋外) ⇒ 36条-122(設計説明 分類共通)																																																																																													
位置的分散	②-1	常設SA設備(防火水槽)	36条-14(屋内)	⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
	②-2	可搬SA設備(側面口部)	36条-23(屋外)	⇒ 36条-23(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-18																																																																																													
	②-3	可搬SA設備(側面口)	36条-24(屋外)	⇒ 36条-24(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
	②-4	常設SA設備(接続口)	36条-41(屋内)	⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
影響防止	③-1	常設のうち自分で耐えるもの(建物)	-	⇒ 36条-50(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15																																																																																													
	③-2	設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19, 29																																																																																													
	③-3	可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車)	-	⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19, 29																																																																																													
操作性	④-1	(対象無し)	-	-																																																																																													
	④-2	室内アクセスルート	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竪巻)-15																																																																																													
	④-3	屋外アクセスルート	36条-166(建物)	⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
アクセス性	⑤-1	ルートに影響を受けた場合に整備するもの(ハイールローダ)	-	⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(竪巻)-19																																																																																													
		また、その他の施設等により竪巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼすおそれがある施設(以下「竪巻防護対象施設等」といいます)の影響及び竪巻の操作手順による影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【8条(竪巻) -21, 23】 定義	基本方針 対象確定	冒頭宣言に当たる8条(竪巻)基本設計方針No.1を受けた設計																																																																																												
					(冒頭宣言及び定義(用語の定義)であり、具体的な設計は基本設計方針No.21, 23に展開する。)																																																																																												



項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請						
					設計説明分類 (下表は(例表))	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添付表)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない側面での修理を行うことを体察規定に定めて、管理する。	運用要求	施設外側 基本設計方針 (安全上重要な施設に含まれない安全機能を有する施設に対する運用上の措置)	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1を受けた設計  (運用要求のため)					-
6	なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時に保管されることを機会として、荷役による荷重、気圧差による荷重、荷役時に発生する荷重及び荷役物による衝撃荷重を組み合った設計荷重を考慮して、運転時荷重及び地震荷重以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(奄巻)」という。)を設定する。	【資料宣言 [8条(奄巻) -22】	基本方針 対象選定				— (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.22に展開する。)				-
7	(3) 防護壁に伴う荷重の設定 荷重に対する防護設計を行ったための設計荷重は、事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び荷役物による衝撃荷重を組み合った設計荷重荷役並びに安全運転時の荷重、運転時荷重及び地震荷重以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(奄巻)」という。)を設定する。	定義 評価要求	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1及び8条(その他)基本設計方針No.17を受けた設計  (基本設計方針No.15~17, 19, 21, 22, 34, 35)による設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(奄巻)の設定)					<空気密度> ⇒奄巻防護対象施設及び最大風速に対する設計条件を考慮する場合、風圧力による荷重を考慮する風圧力による荷重のためこれを設定する風圧力による荷重のパラメータである空気密度の設定を規定する。【補足外奄巻07】設計荷重の設定において考慮する空気密度について  <風圧力> ⇒評価する荷重の風圧係数の設定規範を説明する。【補足外奄巻08】風圧係数について  <コントリートの破壊限界の評価> ⇒奄巻より防護すべき施設を収納する建物の破壊限界の設定を説明する。【補足外奄巻09】荷役モルタルの衝撃解説モデルにおける破壊限界の設定について  <屋根クラック形評価の内容> ⇒奄巻より防護すべき施設を収納する建物の屋根クラック形評価の許容値について説明する。【補足外奄巻10】屋根クラック形評価の許容値の設定について
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計荷重の特性値に基づいて設定する。	定義	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1を受けた設計  (基本設計方針No.15, 17, 19, 21, 22, 34, 35)による設計条件(風荷重及び気圧差荷重の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					-
9	飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度5m/s、最大船速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1を受けた設計  (基本設計方針No.15, 16, 19, 21, 22, 34, 35)による設計条件(設計飛来物及び飛来物衝撃荷重の設定) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					-
10	さらに、設計飛来物に加えて、奄巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	定義	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1及び8条(火山)基本設計方針No.17~21を受けた設計  (基本設計方針No.19に係る設計条件(設計飛来物以外の細小飛来物の設定)) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					-
11	鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び荷役荷物の有無を考慮し、固定・固縛又は建船収納並びに車両の入庫管理及び追進を実施することにより、飛来物とならない設計とする。	【資料宣言 [8条(奄巻) -29】 定義	基本方針 対象選定			冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1を受けた設計  (基本設計方針No.9の設計条件(鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び荷役荷物の有無を考慮し、固定等及び車両の追進等により飛来物とならない設計とする)) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					<飛来物の運搬><風速場セグメント> ⇒飛来物の運搬及び飛来物及び飛来物を防護する施設の運搬方法及び飛来物の運搬について説明する。【補足外奄巻03】飛来物の運搬について
12	また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると奄巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。	定義	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.1を受けた設計  ・基本設計方針No.9の設計条件(設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない) (※ 評価条件は第1回申請と同じ)					<飛地外からの飛来物> ⇒飛地外から奄巻するおそれがある飛来物について、奄巻防護対象施設等に到達する飛来物を考慮する。【補足外奄巻04】飛地外からの飛来物について
13	(3) 荷重に対する影響評価及び奄巻防護対策 a. 荷重に対する影響評価及び奄巻防護対策 b. 荷重に対する影響評価及び奄巻防護対策は、設計荷重(奄巻)に対する機械的拘束を有する建物により保護すること、奄巻防護対策設備を設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	【資料宣言 [8条(奄巻) -14~20】	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(奄巻)基本設計方針No.2を受けた設計  (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.14~20に展開する。)					<敷地外からの飛来物> ⇒敷地外から奄巻するおそれがある飛来物について、奄巻防護対象施設等に到達する飛来物を考慮する。【補足外奄巻04】敷地外からの飛来物について











項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下記は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料別添付書)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の電気防護対象施設は、設計荷重(巻)に対する構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計荷重物の衝突による影響に対する安全機能を確保するため、電気防護対象設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求	基本方針 (電気防護対象施設) 雨ぬき建屋 分離建屋 構造建屋 ウラン・ブルトニウム混合燃料建屋 高レベル廃液ガラス固化建屋 回転式水槽 主排水管 低濃度ガス処理設備(ウラン・ブルトニウム混合燃料建屋ガラス固化化建屋ガス処理設備) 換気設備(前段蒸気吸収設備)の排気系 換気設備(機械式屋内換気設備)の排気系 換気設備(機械式屋外換気設備)の排気系 換気設備(高レベル廃液ガラス固化化建屋換気設備)の排気系	基本方針 設計方針 評価	36条C(1) 常設重大事故等対応設備	配置設計	(36条-14) ・常設重大事故等対応設備は設計基準に對応するための設備と機能なり位置の分散を図ることによることを配置設計にて説明する。	【36条-14(代表)】 ・常設重大事故等対応設備は設計基準に對応するための設備と機能なり位置の分散を図ることによることを配置設計にて説明する。 ②-1-3 常設SA設備(防水槽) 36条-14は8条(巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対応設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。			
20	巻頭宣言 [8条(巻)] -30	基本方針	-			36条C(2) 降雨把雨水槽計画適用 屋内伝送系統等の屋外アンプル、波及の影響を及ぼし得る施設であるペント等	構造設計	36条-92(6) ・降雨把雨水槽計画適用用屋内伝送系統等の屋外アンプル、波及の影響を及ぼし得る施設であるペント等	【36条-92(6)】 ・降雨把雨水槽計画適用用屋内伝送系統等の屋外アンプル等は、屋内に位置する機器等に対する影響を考慮する設計であるため、既認可にて説明する。	36条-35は8条(巻)の屋内の設備に関する設計であり、設計基準対応設備に同様の設計が無いことから、単独で説明する。	【36条-35】 ・降雨把雨水槽計画適用用屋内伝送系統等の屋外アンプル等は、屋内に位置する機器等に対する影響を考慮する設計であるため、既認可にて説明する。
						36条C(3) 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設	配置設計	(9条(巻)-21) ・電気防護対象施設との配置により、設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。	【9条(巻)-21】 ・電気防護対象施設との配置により、設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。		
						8条(巻)A⑤ 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	構造設計 8条(巻) (No. 21-1) 36条 (No. 92 ●)	(36条-92) ・重大事故等対応設備との配置により、設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。	【36条-92】 ・重大事故等対応設備との配置により、設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。		
						8条(巻)A⑥ 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	評価 8条(巻) (No. 21-1) 36条 (No. 92 ●)	(36条-92) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	【36条-92】 ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。		
						8条(巻)B① 電気防護対象施設との配置により、設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。	配置設計	(8条(巻)-21) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<8条(巻)-21 代表以外> ・設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。		
						8条(巻)B② 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	構造設計 8条(巻) (No. 21-2)	(36条-92) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<8条(巻)-21 代表以外> ・設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。		
						8条(巻)B③ 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	評価 8条(巻) (No. 21-2)	(36条-92) ・建物・構築物のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<8条(巻)-21 代表以外> ・設計荷重(巻)に対する構造強度評価又は転倒又は倒壊等の構造的影響を及ぼし得る施設(件)を配置設計にて説明する。		
						8条(巻)C① 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	システム設計	(8条(巻)-21) ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	【8条(巻)-21】 ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。		
						8条(巻)C② 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	構造設計 8条(巻) (No. 21-3) 36条 (No. 92-3)	(36条-92) ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<36条-92(4)】 ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。		
						8条(巻)C③ 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	評価 8条(巻) (No. 21-3) 36条 (No. 92-3)	(8条(巻)-21) ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<36条-92(4)】 ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。		
						8条(巻)D④ 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	構造設計 8条(巻) (No. 21-4) 36条 (No. 92-4)	(36条-92) ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<36条-92(4)】 ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。		
						8条(巻)D⑤ 電気防護対象施設等に及ぼし得る施設等に及ぼし得る施設	評価 8条(巻) (No. 21-4) 36条 (No. 92-4)	(8条(巻)-21) ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。	<36条-92(4)】 ・屋外・機器・配管のうち波及的影響を及ぼし得る施設である建屋、北換気筒は、設計荷重(巻)に対する倒壊等は転倒等を防止できる構造であることを、構造設計にて説明する。		

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請									
					設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料			
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造適合性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに及ぼす破損を与えない設計とする。	評価要求	基本方針 (使用済燃料収納キャスクを収納する建屋)	基本方針設計方針評価		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.6を受けた設計 No.7、8から展開される設計条件(最大風速100m/sによる設計荷重(巻)の設定)を考慮								
					構造設計 8条(巻) (No. 22-1)	建物・構築物	8条(巻)A④ 使用済燃料 キャスクを収納する建屋	(8条(巻)-22) ・建物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(巻)に対する構造設計は、8条(巻)-21「建物・構築物」を代表して説明する。	<8条(巻)-22 代表以外> ・建物・構築物のうち使用済燃料収納キャスクを収納する建屋の設計荷重(巻)に対する構造設計は、8条(巻)-21「建物・構築物」を代表して説明する。	-	-			
23	b. 善意随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における善意被害状況及び既往施設の配置から、善意隨伴事象で大火、漏水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、電池の運営機能が安全機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言 【8条(巻) -24～26】	基本方針	基本方針設計方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.3を受けた設計 (冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.24～26で展開する。)								
24	善意随伴事象のうち火災に対しては、火災抑止善意防護対象施設の位置關係を踏まえ熟影響を評価した上で、善意防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知、消火等の対策により善意防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。 善意隨伴事象としての溢水による影響は、溢水に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 底盤の底盤施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「(c) 火災等による損傷の防止」に基く設計とする。	定義	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.23を受けた設計 (外部火災に係る具体的な設計については、8条(外部火災) 基本設計方針No.20に展開する。内部火災に係る具体的な設計については、11条(内部火災)に展開する。)								
25	善意隨伴事象のうち溢水に対しては、溢水原と善意防護対象施設の位置關係を踏まえた影響評価を行った上で、善意防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。善意隨伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基く設計とする。	定義	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.23を受けた設計 (溢水に係る具体的な設計については、12条(溢水) 基本設計方針No.21に展開する。)								
26	善意隨伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用内電源系統による電源供給を可能することで善意防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	定義	基本方針	基本方針設計方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.23を受けた設計 (非常用内電源系統に係る具体的な設計については、29条(保安電源)に展開する。)								
27	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 必要性に関する設計条件等に係る新知見及び善意に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	冒頭宣言 【8条(巻) -28, 29】	基本方針	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.2を受けた設計 -	冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.2を受けた設計 -							
28	・設計善意の特性値、善意と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	運用要求	施設共通 基本設計方針 (新知見の収集)	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.27を受けた設計 -	冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.27を受けた設計 -							
29	・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入庫管理及び退避を行いうこ	運用要求	施設共通 基本設計方針 (固縛等の措置)	基本方針		冒頭宣言に当たる8条(巻)基本設計方針No.11, 27を受けた設計  (飛来物の設定及び飛来物とならない飛来物については第1回申請と同じ)								
30	・					【影響防止に関する設計】 ③-2-2 設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備) 36条-50(代表) 【G】 - 延長構造部材に可搬型重大事故等対応設備は、善意に起因する飛来物とならないよう飛行速度を考慮し、必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を構造設計にて説明する。 36条-50(代表) 【G】 - 延長構造部材に可搬型重大事故等対応設備は、善意に起因する飛来物とならないよう飛行速度を考慮し、必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。 36条-50(代表) 【G】 - 延長構造部材に可搬型重大事故等対応設備は、善意に起因する飛来物とならないよう飛行速度を考慮し、必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。 36条-50(代表) 【G】 - 延長構造部材に可搬型重大事故等対応設備は、善意に起因する飛来物とならないよう飛行速度を考慮し、必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。 36条-50(代表) 【G】 - 延長構造部材に可搬型重大事故等対応設備は、善意に起因する飛来物とならないよう飛行速度を考慮し、必要に応じて当該設備又は当該設備を収納するものを固縛する設計を評価にて説明する。								
31	・					【環境条件に関する設計】 ①-7-2 設計飛来物にならないための措置(資機材) 36条-92, 122は8条(巻)の屋外の設備に対しての設計措置であり、設計と同様の設計であることを確認したため、統合して説明する。 <8条(巻)-28(代表以外)> <36条-92(45)代表以外> <36条-122(45)代表以外> 36条-122は8条(巻)の屋外の設備に対しての設計措置となるため、36条-50(代表)を「屋外 機器・配管」を代表して説明する。								





項目 番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (工事は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添付書類)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
					構造設計 36条(No. 92-4)	・構造防護対策設備	(36条-92-(45)) ・防護板(鋼材)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
					構造設計 36条(No. 121-5)	・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。	8条(竪巻)-31代表以外> ・竪巻防護対策設備				
					評価 8条(竪巻)(No. 34-1)	・飛来物防護板 (設計方針) ・飛来物防護板 (設計方針)	(36条-34) ・飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
					評価 8条(竪巻)D② 36条D② 飛来物防護板	・飛来物防護板 (設計方針) ・飛来物防護板 (設計方針)	(8条-34) ・飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。 ・飛来物防護板(鉄筋コンクリート)は、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを確保することを構造設計にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
					評価 36条(No. 50-3)	・防護板(鋼材) ・防護板(鋼材)	(36条-50) ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
					評価 36条(No. 91-9)	・防護板(鋼材) ・防護板(鋼材)	(36条-91) ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
					評価 36条(No. 92-4)	・防護板(鋼材) ・防護板(鋼材)	(36条-92) ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
					評価 36条(No. 121-5)	・防護板(鋼材) ・防護板(鋼材)	(36条-121) ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。 ・防護板(鋼材)の取付ボルトは、設計荷重(被災物の衝突に対する)に対して、貫通が生じない厚さを有していることを評価にて説明する。	8条(竪巻)-34 [代表] 説明Gr1 [8条-91(45) 代表] [36条-92(45) 代表] [36条-121(45) 代表]			
3)	(1) 安全側引換板 飛来物防護板 防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建築に支撑する防護板(鉄筋コンクリート)と構成し、以下の設計とする。 a: 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b: 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止する設計とする。 c: 飛来物防護板は、竪巻防護対策施設の安全機能(以下同様) を有する設計とする。	評価要求 機能要求②	・飛来物防護板 ・飛来物防護板(前処理建屋 安全遮光系設置部) ・飛来物防護板(精製部屋 非常用所内電源系統及び計制御制御系統施設設置室) ・飛来物防護板(非常用電源設置室 第2非常用電源装置及び非常用所内電源系統設置室) ・飛来物防護板(非常用電源設置室 第2非常用電源装置及び非常用所内電源系統設置室 A 北ブロック) ・飛来物防護板(非常用電源設置室 第2非常用電源装置及び非常用所内電源系統設置室 A 南ブロック) ・飛来物防護板(非常用電源設置室 第2非常用電源装置及び非常用所内電源系統設置室 B 北ブロック) ・飛来物防護板(非常用電源設置室 第2非常用電源装置及び非常用所内電源系統設置室 B 南ブロック) ・飛来物防護板(第1ガラス強化化粧板張り行カーペット・遮蔽器設置室) ・飛来物防護板(主排水管接続用 屋外配管及び屋外ダクト・主排水管周り) ・飛来物防護板(主排水管接続用 屋外配管及び屋外ダクト) ・飛来物防護板(主排水管接続用 屋外配管及び屋外ダクト・高レベル液ガスガラス強化化粧板外) ・飛来物防護板(制御建屋 中央制御室換気設置室) ・飛来物防護板(冷却塔接続 屋外設備)								



項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別 部参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料
14	a. 常設重大事故等対処設備 常設の安全上重要な施設以外の安全機能を有する設備と兼用する常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	設置要求	基本方針(常設重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9 ★吹き出しの説明 【＊＊＊に関する設計】 ②-1-1 常設SA設備 ←1桁は連番、それ以外は整理表参照 36条-14の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であるため、36条側で統合する。 ←該設計に対してどのように整理したかの内容を記載			
15	ただし、内部事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する設備と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保することと、安全上支障のない期間で修理の対応を行うことと、関連する工程の停止等又はこれらを組み合わせることにより、機能が損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保することと、安全上支障のない期間で修理の対応を行なうことと、関連する工程の停止等については、保安規定に定めて、管理する。	設置要求 運用要求	施設共通 基本設計方針 【36条174～178】	基本方針(多様性、位置的分散等(常設重大事故等対処設備))				冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,12,13を受けた設計			
	<b>吹き出し整理表</b>										
	設計項目の説明内容				設計方針番号						
					36条内の飛ばし	⇒ 36条の受先 8条への飛ばし元	⇒ 8条の受け先				
環境条件	①-1 常設のうち自分で耐えるもの(其物) 36条-91(屋内) ⇒ 36条-91(建物) ⇒ 8条(奄巻)-15										
	①-2 建築に守りてもららうの(室内に保管する可搬設備) - ⇒ 36条-121(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-14										
	①-3 可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) - ⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	①-4 可搬のうち黒荷重に対して同時に機能喪失防水ぐらの(大型移送ポンプ車) - ⇒ 36条-122(屋外) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	①-5 可搬のうち機能喪失した場合に事体修理をするもの(アシテナ) 36条-92(屋内) ⇒ 36条-92(建物) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	①-6 内部SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94(屋外) ⇒ 36条-94(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-4										
	①-7 設計飛来物にならないための措置(資機材) - ⇒ 36条-122(設計) ⇒ 8条(奄巻)-29										
位置的分散	②-1 常設SA設備(内水槽) 36条-14(屋内) ⇒ 36条-14(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	②-2 可搬SA設備(開口部) 36条-23(屋外) ⇒ 36条-23(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-18										
	②-3 可搬SA設備(窓口) 36条-24(屋外) ⇒ 36条-23(屋外) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	②-4 内部SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-15(屋外) ⇒ 36条-15(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-4										
	③-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 36条-41(屋内) ⇒ 36条-35(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	③-2 内部SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-15(屋外) ⇒ 36条-15(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-4										
	③-3 可搬のうち黒荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) - ⇒ 36条-50(屋外) ⇒ 36条-50(屋内) ⇒ 8条(奄巻)-19,29										
影響防止	④ 「対象無」				-	-	-				
	⑤-1 屋内アクセルスロート 36条-166(建物) ⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(奄巻)-15										
	⑤-2 屋外アクセルスロート 36条-166(建物) ⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	⑤-3 ルートに影響を受けた場合に備蓄するものの(ホイールロード) - ⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(奄巻)-19										
操作性	⑥-1 屋内アクセルスロート 36条-166(建物) ⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(奄巻)-15										
	⑥-2 屋外アクセルスロート 36条-166(建物) ⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	⑥-3 ルートに影響を受けた場合に備蓄するものの(ホイールロード) - ⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(奄巻)-19										
アクセ性	⑦-1 屋内アクセルスロート 36条-166(建物) ⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(奄巻)-15										
	⑦-2 屋外アクセルスロート 36条-166(建物) ⇒ 36条-154(建物) ⇒ 8条(奄巻)-19										
	⑦-3 ルートに影響を受けた場合に備蓄するものの(ホイールロード) - ⇒ 36条-157(屋外) ⇒ 8条(奄巻)-19										
23	b. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。				基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,11,12,13を受けた設計			
	設置要求				基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,11,12,13を受けた設計			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請					
					設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参考)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点
24	可搬型重大事故等対処設備は、複数、複数、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突や他のテロリスト、設計基準事例に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。	設置要求	基本方針(可搬型重大事故等対処設備)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,12を受けた設計				
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内外ース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
					屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
30	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(外部)、雷、落雷、高溫、降水、積雪、雪害、火山の影響、生物化学的災害、森林火災、雷害、航空機等下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、隣接工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた施設内に保管し、かつ、設計基準事例に対処するための設備の安全機能又は操作機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事例に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計					
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外 機器・配管」である可搬型建屋内外ース等の可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(開口部) 36条-23の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
					屋内 機器・配管	36条C② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突や他のテロリストに対して、設計基準事例に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に對処するため必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事例に對処するための設備を設置する施設の外壁から100m以上の離隔距離を保証した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計					
					屋外 機器・配管	36条B② 屋外の可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
32	また、屋外に設置する設計基準事例に對処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	可搬型重大事故等対処設備	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計					
					屋外 機器・配管	36条B② 可搬型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した位置的分散を図る設計。 ・設計基準に對処するための設備(屋外に設置する設計基準に對処するための設備を含む)又は常設重大事故等対処設備と異なる位置に保管 ・電巻に付して複数の保管場所に相互に100m以上の離隔を確保して保管	【位置的分散に関する設計】 ②-2-1 可搬SA設備(屋外) 36条-23の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-23)に統合する。	
35	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、建屋等の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	接続要求	基本方針(常設・可搬型接続)	基本方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,9,10,11,12,13を受けた設計				
					屋内 機器・配管	追面	配置設計	接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.8(電巻)-18』	【位置的分散に関する設計】 ②-3-2 常設SA設備(接続口) 屋内の接続口の位置的分散に関する設計であり、位置的分散の効果が期待される8条(電巻)に関する設計のうち開口部影響に対する設計と合わせて説明する。	
					屋内 機器・配管	追面	配置設計	接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.8(電巻)-19』	【位置的分散に関する設計】 ②-3-2 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 接続口へアクセスするための建屋境界の扉の位置の分散に関する設計であり、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	
41	接続口は、複数のアセスメントを踏まえて自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突や他のテロリストに対して建屋等内の適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	接続要求	常設・可搬型接続口	設計方針(多様性、位置的分散等(可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口))		冒頭宣言に当たる36条基本設計方針No.8,10,11を受けた設計				
					屋内 機器・配管	追面	配置設計	接続口は適切に離隔した隣接しない位置の異なる複数箇所に設置する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 『関連する36条基本設計方針No.36条-35 屋内 機器・配管』	【位置的分散に関する設計】 ②-3-1 常設SA設備(接続口) 36条-35の屋内・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-35)に統合する。	
					屋内 機器・配管	追面	配置設計	接続口は屋外からのアクセス性を考慮した異なる複数箇所に設置する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 『関連する36条基本設計方針No.36条-35 屋内 機器・配管』	【位置的分散に関する設計】 ②-3-1 常設SA設備(接続口へのアクセス性) 36条-35の屋外・機器配管に関する設計と同様の設計であることから、36条側(36条-35)に統合する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (「正解は代表」 の範囲は資料1別 添付参照)	各基本設計方針の対象とな る範囲 (対象範囲は資料1別 添付参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料		
45	(2) 惠影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して惠影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36 条A②】 設置要求 機能要求① 機能要求②	基本方針	基本方針(惠影響防止)				（冒頭宣言であり、具体的な設計は基本設計方針No.46に展開する。）					
				建物・構造物	36条A② 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排水管管理室等の構造部材が設置され、且つ設置される設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 建物・構造物	【惠影響防止に関する設計】 SA設備が範囲の影響によって他設備へ惠影響を及ぼさないようにするためには、36条-91等に示す自らが外部衝撃に対して耐える設計(環境条件に関する設計)することで達成されることから、36条-91等の環境条件に対する設計と合わせて8条側へ展開する。					
				配置設計	36条A② 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排水管管理室等の構造部材が設置され、且つ設置される設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 建物・構造物						
				評価	36条A② 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	評価	36条A② 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	評価	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 建物・構造物				
				構造設計	36条A③ 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計対象物の衝突に対して、建屋の構造部材で吸収する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 建物・構造物						
				評価	36条A③ 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	評価	36条A③ 屋内の常設重大事 故等対処設備、重大事故等対 処設備を収納する建屋等	評価	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 建物・構造物				
				屋外・機器・配管	36条B② 屋外の常設重大事 故等対処設備(屋外タック ト)	配置設計	屋外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備のうち内ダクトは差圧に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋外 機器・配管	<建屋内の重大事故等対処設備の 防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】					
				機器・配管	36条C② 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっており気圧差が発生する範囲を設ける。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管						
				評価	36条C② 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	システム設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・緊急時対策用扇形気密装置の手動スイッチは電巻翼時に閉止する。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管						
				配置設計	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備は電巻翼等から侵入する設計飛来物が衝突しない位置で設置する。又は地中構造物の内部に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管	<建屋内の重大事故等対処設備の 防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】					
				配置設計	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・建屋内に設置されるが建屋開口部等から侵入する設計飛来物が衝突しない位置で設置できない場合は、設計飛来物の侵入経路を考慮し、電巻翼対策設備を設置することで屋内の電巻翼対策設備の衝突する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管	<建屋内の重大事故等対処設備の 防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】					
				構造設計	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・「屋内・機器・配管」にある重時構等の重大事故等対処設備を収納する重時構等は、設計荷重(電巻翼)に対して、建屋の構造部材が充分に厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管	<建屋内の重大事故等対処設備の 防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】					
				評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・「屋内・機器・配管」にある重時構等の重大事故等対処設備を収納する重時構等は、設計飛来物の衝突に対し、建屋の構造部材が充分に厚みを有する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管						
				構造設計	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重時構等の重大事故等対処設備は、重時構等のうち外気と繋がっている重大事故等対処設備は気圧差による荷重に対して構成する主要部材が重大事故等への対応に必要な機能を維持可能な構造強度を有する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管						
				評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	評価	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管				
				構造設計	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重時構等の重大事故等対処設備を収納する重時構等は、設計飛来物の衝突に対し、建屋の構造部材が充分に厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管	<建屋内の重大事故等対処設備の 防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】					
				評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	評価	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管				
				構造設計	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	構造設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重時構等の重大事故等対処設備を収納する重時構等は、設計飛来物の衝突に対し、建屋の構造部材が充分に厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計範囲の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、範囲の設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管						
				評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	評価	36条C④ 屋内の常設重大事 故等対処設備、外部衝撃から 防護するために必要な設備	評価	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条各基本設計方針側でまとめて説明する。 【関連する36条各基本設計方針No.】 36条-91 屋内 機器・配管				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (「主」は代表) 各基本設計方針の対象となる範囲(対象範囲は資料1別添参考)	設計項目	第2回申請		既認可からの変更点	関連する個別見解説明資料	
							設計項目の考え方	説明グループの考え方			
45	(2) 惠影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、M&X燃料加工施設及びM&X燃料貯蔵施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して惠影響を及ぼさない設計とする。	基本方針	基本方針(惠影響防止)	巻き防護対策設備	36条D② 飛来物防護版 構造設計 (No. 91-9)	施設内に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを有する鋼材を構成する部材の断面、転倒及び脱落する場合の構造等を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように配置する設計。 ・設計飛来物が侵入する隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防ぐため、設計飛来物の侵入経路を制限するよう防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、巻き防護対策設備内の侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(巻き)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(巻き)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の断面、転倒及び脱落する場合の構造等を考慮した設計。(ラーメン・トスラ等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対しても、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・屋外の施設重大事故等対処設備は、巻き防護対策設備の構造等に影響を及ぼさないよう、空気の給気可能な開口を確保した上で設計する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-91 巷巻防護対策設備	-	-		
					36条D② 飛来物防護版 評価 (No. 91-9)	以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-91 巷巻防護対策設備	-	-	-	-	
				建物・構築物	36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備 構造設計 (No. 92-1)	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外の施設重大事故等対処設備は設計荷重(巻き)に対しても、十分な厚さを有する設計。 ・屋外の施設重大事故等対処設備は設計飛来物の衝突に対し貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 建物・構築物	以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 建物・構築物	-	-	-	-
					36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備 評価 (No. 92-1)	以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 建物・構築物	-	-	-	-	
			屋外 機器・配管	36条B⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト) 配置設計	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外の施設重大事故等対処設備は設計荷重(巻き)は設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の上部及び側面を覆うように巻き防護対策設備を設置する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋外 機器・配管	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・巻きにに対して、鋼製材よりも運搬エネルギー又は貫通力が大きくなる機械材等の設置箇所及び損害物の有無を考慮し、資材等が飛来物となるないように遮断又は固定する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋外 機器・配管	-	-	-	-	
					36条B⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等 構造設計 (運用) (施設共通の基本設計方針のため)	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・巻きにに対して、鋼製材よりも運搬エネルギー又は貫通力が大きくなる機械材等の設置箇所及び損害物の有無を考慮し、資材等が飛来物となるないように遮断又は固定する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋外 機器・配管	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・巻きにに対して、鋼製材よりも運搬エネルギー又は貫通力が大きくなる機械材等の設置箇所及び損害物の有無を考慮し、資材等が飛来物となるないように遮断又は固定する設計。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋外 機器・配管	-	-	-	-
			屋内 機器・配管	36条C⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等 システム設計	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設置位置、形状及び構造等に変形及び脱落しない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋内 機器・配管	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設置位置、形状及び構造等に変形及び脱落しない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋内 機器・配管	-	-	-	-	
					36条C⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等 構造設計 (No. 92-2●)	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設置位置、形状及び構造等に変形及び脱落しない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋内 機器・配管	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設置位置、形状及び構造等に変形及び脱落しない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋内 機器・配管	-	-	-	-
					36条C⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等 評価 (No. 92-2●)	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設置位置、形状及び構造等に変形及び脱落しない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋内 機器・配管	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設置位置、形状及び構造等に変形及び脱落しない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 屋内 機器・配管	-	-	-	-
			巻き防護対策設備	36条D③ 飛来物防護版 構造設計 (No. 91-4)	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(巻き)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の断面、転倒及び脱落する風の影響を及ぼす設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように配置する設計。 ・設計飛来物が侵入する隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防ぐため、防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、巻き防護対策設備内の侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(巻き)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(巻き)に対して防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。(ラーメン・トスラ等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、設計飛来物の衝突に対しても、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の構造に影響を及ぼさないよう、空気の給気可能な開口を確保した上で設計する設計。	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主構造管理建屋は周辺に巻き防護対策設備が設置されており設計荷重(巻き)に対する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 巷巻防護対策設備	<予備品等による復旧措置> ⇒巻きにより機能喪失する場合、予備品等による復旧措置を行うこと。 【補足董事0添付4情報把握設 備屋外アンテナの巻き飛来物損傷 時の予備品を用いた復旧につい て】	-	-	-	-
					36条D③ 飛来物防護版 評価 (No. 91-4)	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主構造管理建屋は周辺に巻き防護対策設備が設置されており設計荷重(巻き)に対する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 巷巻防護対策設備	施設外に設置する常設重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主構造管理建屋は周辺に巻き防護対策設備が設置されており設計荷重(巻き)に対する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-92 巷巻防護対策設備	-	-	-	-
			建物・構築物	36条A③ 重大事故等対処設備 を収納する建屋等 配置設計	施設内に保管する可燃型重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主構造管理建屋は周辺に巻き防護対策設備が設置されており設計荷重(巻き)に対する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-121 建物・構築物	施設内に保管する可燃型重大事故等対処設備の惠影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主構造管理建屋は周辺に巻き防護対策設備が設置されており設計荷重(巻き)に対する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。 以上の設計は、環境条件等に整理解する設計と同一となることから、以下の36条各条文基本設計方針No. 36条-121 建物・構築物	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回申請							
					設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (※範囲は資料1番参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
45	(2) 惡影響防止	賃用亘言【36 条10】 重大事故等対処設備は、所外事業所内の他の設備（安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MIX燃料加工施設及びSMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	賃用亘言【36 条10】 基本方針 基本方針（悪影響防止）	建物・構築物	36条A⑩ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(巻)に対して、建屋の構造部材が軋倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鋼筋コンクリート造り採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚さを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計が含まれる。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物				
					36条A⑪ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(巻)に対して、建屋の構造部材が軋倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鋼筋コンクリート造り採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚さを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計が含まれる。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物				
					36条A⑫ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物				
					36条A⑬ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対する建屋の構造部材である堅板、堅フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物				
					36条A⑭ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-3)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 建物・構築物				
					屋外・機器・配管	36条B⑯ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する「屋外・機器・配管」である可燃型建屋内ホース等の可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・可燃型重大事故等対処設備は巻を巻き対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計が含まれる。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 屋外・機器・配管			
					36条B⑰ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外に保管する「屋外・機器・配管」である可燃型建屋内ホース等の可燃型重大事故等対処設備は巻を巻き対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 屋外・機器・配管				
					屋内・機器・配管	36条C⑯ 屋内の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・可燃型重大事故等対処設備は巻を巻き対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に保管する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計が含まれる。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 屋内・機器・配管			
					36条C⑰ 屋内の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・可燃型重大事故等対処設備は巻を巻き対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 屋内・機器・配管				
					電巻防護対策設備	36条D⑮ 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・支撑架構は、設計荷重(巻)に対して防護板(鋼材)を支持する角度を確保し、支撑架構を構成する構造の構成及び脱落による波及や影響を考慮しないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支撑架構を構成する鋼材が十分な厚みを有する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対し、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・設計飛来物が侵入・得る隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の移動経路を遮断するように防護板等を配置し、設計飛来物を遮断させることで、電巻防護対策設備内の侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による直接的影響を與えない設計。 ・支撑架構は、設計荷重(巻)に対して防護板(鋼材)を支持する角度を確保し、支撑架構を構成する構造の構成及び脱落による波及や影響を考慮しないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するとともに、支撑架構を構成する鋼材が十分な厚みを有する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 電巻防護対策設備			
					36条D⑯ 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-121 電巻防護対策設備				
					屋外・機器・配管	36条B⑯ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外・可燃型重大事故等対処設備は巻を巻き対して100m以上の離隔距離を確保した異なる場所にも保管する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-122 屋外・機器・配管			
					36条B⑰ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・屋外・可燃型重大事故等対処設備は風荷重に対して固定され固定されたコンテナ等に収納する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電巻の設計が含まれる。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-122 屋外・機器・配管				
					36条B⑱ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-122 屋外・機器・配管				
					36条B⑲ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。 ・設計飛来物が侵入・得る隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の移動経路を遮断するように防護板等を配置し、設計飛来物を遮断させることで、電巻防護対策設備内の侵入を防止する設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-122 屋外・機器・配管				
					36条B⑳ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-122 屋外・機器・配管				
		設計説明分類共通（屋外・機器・配管）	— (施設共通の基本設計方針のため)	— (運用)	構造設計	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備の悪影響防止に関する設計は、以下を考慮した設計。	以上の設計は、環境条件等に整理する設計と同一となることから、以下の36条基本設計方針側でまとめて説明する。 《関連する36条文基本設計方針No.》 36条-122 設計説明分類共通（屋外・機器・配管）					

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (「主」は代表)	各基本設計方針の対象となる範団 (「主範囲は資料1別添参考」)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
50	重大事故等対処設備が巻きに上り飛来物となら影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求 運用要求	重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	設計方針 (悪影響防止)	建物・構築物	36条A② 設計荷重(巻き)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等は飛来物防護板の設置により設計荷重(巻き)が作用しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-15	-	-		
					36条A② 設計荷重(巻き)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	構造設計 (No. 50-1)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(巻き)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-15	-	【悪影響防止に関する設計】 ③-1-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の常設SA設備の健全性に関する設計であることから、8条(巻き)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
					36条A② 設計荷重(巻き)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	評価 (No. 50-1)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-15	-				
					36条A② 設計荷重(巻き)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	構造設計 (No. 50-●)	屋外の重大事故等対処設備は設計荷重(巻き)に対して、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-19	-	【悪影響防止に関する設計】 ③-1-2 設計飛来物にならないための措置(可搬型SA設備) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(巻き)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計及び敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。			
					36条A② 設計荷重(巻き)により生じる応力等に対する評価対象施設及びその支持構造物	評価 (No. 50-●)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-19	-	【悪影響防止に関する設計】 ③-1-3 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるものの(大型移送ポンプ車) 屋外の可搬SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(巻き)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計及び敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。			
					36条B① 屋外の重大事故等対処設備	配置設計	屋外の常設重大事故等対処設備は飛来物防護板の設置により設計荷重(巻き)が作用しない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-19	-				
					36条B① 屋外の重大事故等対処設備	構造設計 (No. 50-3)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は巻きに上り飛来物とならないよう風荷重を考慮して必要な固定する設計。	-				
					36条B① 屋外の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-3)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-19	-				
					36条B② 屋外の重大事故等対処設備	構造設計 (No. 50-4)	屋外の可搬型重大事故等対処設備は巻きに上り飛来物とならないよう風荷重を考慮して必要な固定する設計。	-				
					36条B② 屋外の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-4)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-19	-				
					36条C② 屋内 の重大事故等対処設備	配置設計	室内の重大事故等対処設備は巻きに對して外側からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置すること又は地中構造物の内部に設置する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-14	-				
					36条C② 屋内 の重大事故等対処設備	構造設計 (No. 50-5)	設計荷重(巻き)に上り生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針まとめて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 36条-50 建物・構築物	-				
					36条C② 屋内 の重大事故等対処設備	評価 (No. 50-5)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-14	-				
					36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 50-6)	重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突することを防止するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように配置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を開ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入する場合を防止するため、設計飛来物の侵入を抑制する構造(例如、ドアや窓)を配置する。設計飛来物の衝突させることで、電池防護対策設備への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(巻き)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による直接的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(巻き)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の構造、転倒及び脱落による波及の影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン構造等)を採用するとともに、支持架構を構成する部材が十分な強度を有する設計。 ・防護板(筋筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の熱機械的影響を受けるないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。	-				
					36条D① 飞来物防護板	評価 (No. 50-6)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-34	-				
											(運用要求のため)	
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、巻き、渦柱、水流、雨水、積雪及び火山の影響に対して外側からの衝撃による損傷を防止できる前処理装置、分離機器、精製機器、クラン・ブルトニクム混合粗粒機器、高レベル液体ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、削除建屋、非常用電源建屋、主排气筒管理建屋、第1保管庫、貯水所、第2保管庫、貯水所、緊急時対処建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とす。	設置要求 機能要求① 評価要求	常設重大事故等対処設備	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	建物・構築物	36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する部材等のうち主排水管管理建屋は周間に常設防護対策設備が設置されており設計荷重(巻き)の影響を受けない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計	-		
					36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-16	-				
					36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 91-2)	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(巻き)に對して、建屋の構造部材である筋筋、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。	【環境条件に関する設計】 ①-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(巻き)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。				
					36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 91-2)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-15	-				
					36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 91-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である筋筋、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-16	【環境条件に関する設計】 ①-1-3 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(巻き)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。				
					36条A② 屋内の常設重大事故等対処設備、重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 91-3)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(巻き)-16	-				
					屋外 機器・配管	36条B② 屋外の常設重大事故等対処設備 (屋外ダクト)	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・常設重大事故等対処設備のうち内ダクトは巻きに對して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻きの最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、巻きの設計に包含される。	【補足重要07(添付3)】 建屋開口部の調査結果について			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別添参考図)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、高潮、降雪、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ワラン・フルトニウム混合脱硝建屋、高レベル酸ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前御建屋、非常用電源建屋、排気筒管理建屋、第1係管廊・貯水所、第2係管廊・貯水所、緊急時冷却建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とす。	常設重大事故等対処設備 設置要求 機能要求① 評価要求	機器・配管	常設重大事故等対処設備 (常設重大事故等対処設備)	96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	システム設計	屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっており気圧差が影響する範囲を示す。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-17	屋内の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっており気圧差が影響する範囲を示す。	-	-	
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋内の常設重大事故等対処設備は竜巻から他の影響による損傷を防止できる建屋内に設置すること又は地中構造物の内部に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-14	<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付1)建屋開口部の調査結果について】			
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	配置設計	竜屋等内の重大事故等対処設備の配置情報と建屋の開口部及び壁の配置情報の位置関係を踏まえ、設計飛来物の侵入経路を考慮し、設計飛来物が衝突する位置に設置する設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-18	<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】			
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 91-6)	建屋内に設置されるが開口部等から侵入する設計飛来物が衝突しない位置に設置できない場合は、設計飛来物の侵入経路を考慮し、竜巻防護対策設備を設置することで建屋内の竜巻防護対策の衝突を削除する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-18	<建屋内の重大事故等対処設備の防護> ⇒重大事故等対処設備に影響を及ぼす可能性がある建屋開口部について、配置設計や建屋内の壁で防護することを説明 【補足重要07(添付3)建屋開口部の調査結果について】			
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	評価 (No. 91-6)	以上の設計は、36条基本設計方針までまとめて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 36条-91 建物・構築物	以上の設計は、36条基本設計方針までまとめて説明する。 【環境条件に関する設計】 ①-1-1 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 36条-91の建物・構築物の設計と同様の設計であることから、36条側(36条-91)に統合する。				
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 91-7)	「屋内 機器・配管」である重油貯蔵等は、設計荷重(並巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鉄筋コンクリート造を採用するなどして、建屋の構造材が十分な厚みを有する設計。 ・現行の建築基準法では、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 36条-91 建物・構築物				
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	構造設計 (No. 91-8)	現行の常設重大事故等対処設備のうち外気と繋がっている重油貯蔵等は、設計荷重(並巻)に対して構造する主要な構造部材が重大事故等に対応する設計が必要な構造強度を有する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-17				
					96条C④ 屋内の常設重大事故等対処設備、外部衝撃から防護するために必要な設備	評価 (No. 91-8)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-17					
					竜巻防護対策設備	36条D② 飛来物防護版	構造設計 (No. 91-9)	屋内に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突する際の防護対策たため、設計飛来物が侵入する隙間がないように配置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を防ぐ場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入するのを防ぐために、設計飛来物の侵入経路を削除するように防護板等を配置し、設計飛来物を遮断させることで、竜巻の対策を編内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(並巻)に対して、取付ボルトが破断し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構は、設計荷重(並巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構を構成する部材の拘束、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン・トラス等)を採用するなどして、支持架構を構成する部材が強度を有する設計。 ・防護板(鉄筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護版は、重大事故等対処設備の換気機器に影響を与えないよう、空気の給排水が可能な開口を確保したフードを設ける設計	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-34			
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に對して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下氷鉢物による積載荷重により重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 評価要求	常設重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	設計方針 (環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	建物・構築物	36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	構造設計 (No. 92-1)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の常設重大事故等対処設備(設計荷重(並巻))に対しても、構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、十分な厚さを有する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-19			
						36条A④ 屋外の常設重大事故等対処設備	評価 (No. 92-1)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-19				
					屋外 機器・配管	36条B⑤ 屋外の常設重大事故等対処設備(屋外ダクト)	配置設計	屋外の常設重大事故等対処設備のうち屋外ダクトは設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突しないように、重大事故等対処設備の前面と背面を防護する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-19	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【環境条件に関する設計】 ①-7-1 設計飛来物にならないための措置(資機材) 屋外の可燃SA設備が飛来物にならないための設計であることから、8条(竜巻)に関する設計のうち敷地内の資機材の飛散防止措置と合わせて説明する。			
						— (施設共通の基本設計方針のため)	構造設計 (運用)	竜巻に対して、鋼製よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び隣接物の有無を考慮し、資機材等が飛来物となるないための配置又は遮断する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-29			
					屋内 機器・配管	96条C⑤ 情報把握計装設備 屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	システム設計	屋外の建物構築物のうち、重大事故等対処設備と繋がっている波及的影響を及ぼし得る施設(機能的影響)の系統情報(波及情報)を示す。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(竜巻)-21			
						96条C⑤ 情報把握計装設備 屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及的影響を及ぼし得る施設であるベント管等	構造設計 (No. 92-●)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・設計荷重(並巻)により生じる風荷重に対し、主要な構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない設計。 ・現行の建築基準法では、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 36条-92 建物・構築物			
							評価 (No. 92-●)	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 36条-92 建物・構築物				

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範団(対象範囲は資料1別途参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの要更点	関連する個別補足説明資料		
92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響に對して、風(台風)及び電巻による風荷重、積雪荷重及び降下火災物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損ねない設計とする。	機能要求① 機能要求② 機能要求③	常設重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	屋内 機器・配管	36条C⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、電巻により機能喪失する場合、速やかに予備品等による後旧措置を行う設計。	構造設計	情報把握装置設備用屋内伝送系統等の屋外アンテナは、電巻により機能喪失する場合、速やかに予備品等による後旧措置を行う設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(電巻)-19	<予備品等による復旧措置> 【環境条件に対する設計】 ①-5-1 常設のうち機能喪失した場合に事後修復するもの(アンテナ) 屋外の常設SA設備の設備復旧に関する設計であることから、8条(電巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	-	-		
					36条C⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及の影響を及ぼし得る施設であるペント管等	構造設計 (No. 92-3)	屋内 機器・配管のうち波及の影響を及ぼし得る施設であるペント管等は、設計荷重(電巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(電巻)-21	-	-	-		
					36条C⑤ 情報把握装置設備 用屋内伝送系統等の屋外アンテナ、波及の影響を及ぼし得る施設であるペント管等	評価 (No. 92-3)	屋内 機器・配管のうち波及の影響を及ぼし得る施設であるペント管等は、設計荷重(電巻)に対して機能的影響を及ぼす変形が生じない設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(電巻)-21	-	-	-		
					電巻防護対策設備	36条D⑤ 飛来物防護版	構造設計 (No. 91-4)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対し、貫通が生じない厚さを確保する設計 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突する際の防護するため、設計飛来物が侵入する隙間がないように配置する設計 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入することを防止するため、設計飛来物の侵入経路を制限するよう防護板等を配置し、設計飛来物を遮断させることで、電巻防護対策装置への侵入を防止する設計 ・防護板(鋼材)は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支架架構を構成する鋼材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を考慮するよう、骨組構造(ラム・ストラス等)を採用するとともに、支架架構を構成する鋼材が倒壊しない設計 ・防護板(鋼筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機器に影響を与えないよう、空気の給気可能な開口を確保したワード型で設ける設計	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(電巻)-34	-	-	-	-
					36条D⑤ 飛来物防護版	評価 (No. 91-4)	屋外に設置する常設重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支架架構を構成する鋼材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を考慮するよう、骨組構造(ラム・ストラス等)を採用するとともに、支架架構を構成する鋼材が倒壊しない設計 ・防護板(鋼筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機器に影響を与えないよう、空気の給気可能な開口を確保したワード型で設ける設計	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 【関連するDB条文基本設計方針No.】 8条(電巻)-34	-	-	-		
94	ただし、内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高溫及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に修理を行なうことを対応する機器を設置すること、機器を複数台持つことによる機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、閑滞する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	設置要求 機能要求① 運用要求	施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等 (常設重大事故等対処設備))	冒頭宣言に当たる基本設計方針No. 72を受けた設計	建物・構築物	前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-1 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94 屋内 機器・配管	前面	
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-1 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94 屋内 機器・配管	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-1 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 36条-94 屋内 機器・配管	前面		
					屋外 機器・配管	前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
					屋内 機器・配管	前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は代替設備により必要な機能を確保する設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	構造設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	システム設計	内勤事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備が損傷した場合の修理に係る設計。	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8条(電巻)に関する設計のうち代替設備による対応等の設計と合わせて説明する。	前面		
						前面	配置設計	以上の設計は、以下の36条基本設計方針でまとめて説明する。 【関連する36条基本設計方針No.】 36条-94 屋内 機器・配管	前面	【環境条件に関する設計】 ①-6-2 内勤SA設備のうち工程停止・代替機能確保・修理によって対応するもの 8			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (下線は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲(参考範囲は資料1番参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
121	風(台風), 雨、凍結、高溫、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可燃型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	可燃型重大事故等対処設備	基本方針(環境条件等(可燃型重大事故等対処設備))	建物・構築物	36条A② 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(巻)により設計荷重(巻)は周辺に雨傘防護策設備が設置されており設計荷重(巻)の影響を受けない設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電梯の設計に包含される。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 15	-	-	
						36条A③ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	配置設計	重大事故等対処設備を収納する建屋等のうち主排気管管理建屋は周辺に雨傘防護策設備が設置されており設計荷重(巻)の影響を受けない設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 16				
						36条A④ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-2)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・重大事故等対処設備を収納する建屋等は設計荷重(巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じないよう、鋼筋コンクリート造を採用するとともに、建屋の構造部材が十分な厚さを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電梯の設計に包含される。		【環境条件に関する設計】 ④-1-2 常設のうち自分で耐えるもの(建物) 屋外の建物の健全性に関する設計であることから、8条(巻)に関する設計のうち屋外の建物の設計と合わせて説明する。		
						36条A⑤ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	評価 (No. 121-2)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 15				
						36条A⑥ 重大事故等対処設備を収納する建屋等	構造設計 (No. 121-3)	重大事故等対処設備を収納する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 16				
						36条B① 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外・機器・配管」である可燃型建屋内ホールス等の可燃型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・可燃型重大事故等対処設備は屋外に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等に設置する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電梯の設計に包含される。		【環境条件に関する設計】 ①-2-1 建屋に守ってもらうもの(屋内に保管する可燃設備) 建屋内に収納し健全性を確保する設計であることから、8条(巻)に関する設計のうち屋内の防護対象施設の設計と合わせて説明する。		
						36条B② 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	屋内に保管する「屋外・機器・配管」である可燃型建屋内ホールス等の可燃型重大事故等対処設備は屋外に対して100m以上の離隔距離を確保する異なる場所にも保管する設計。 以上の設計は、以下の36条基本設計方針までまとめて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 36条-122 屋内 機器・配管				
122	屋外の可燃型重大事故等対処設備は、風(台風)及び巻による風荷重を考慮し、必要に応じ当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固定等の措置を講じて保管する設計とする。ただし、固縛する屋外の可燃型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地盤喪失の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	可燃型重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	基本方針(環境条件等(可燃型重大事故等対処設備))	屋外・機器・配管	36条B③ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	機械の影響を受けた屋外保管の可燃型重大事故等対処設備は巻が重大事故等の発生の要因となるないと踏まえ以下を考慮した設計。 ・固縛等の措置を講じて上部で互に100mm以上の離隔を確保して保管する設備を期待し必要な機能を維持する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 19	【環境条件に関する設計】 ④-4-1 可搬のうち衛生荷重に対して同時機能喪失を防ぐもの(大型移送ポンプ車) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、飛来物に対して位置的分散された予備を期待して必要な機能を維持する設計としており、8条(巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	-	
						36条B④ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備は風荷重に対して固縛装置により固縛されは固定装置により固縛されたコングリート等に取付けられる設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電梯の設計に包含される。				
						36条B⑤ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 19				
						36条D① 飛来物防護板	構造設計 (No. 121-5)	屋内に保管する可燃型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物が重大事故等対処設備に衝突する際の防護を目的としたため、設計飛来物が侵入する隙間がないように設置する設計。 ・設計飛来物が侵入し得る隙間を設ける場合は、当該隙間から設計飛来物が侵入するのを防ぐ止めるため、設計飛来物の侵入経路を遮断するように防護板等を配置し、設計飛来物を衝突させることで、巻防護対象設備内への侵入を防止する設計。 ・防護板(鋼材)は、設計飛来物(巻)に対して、取付ゴムベルトが破損し、防護板(鋼材)の脱落による波及的影響を与えない設計。 ・支持架構造、設計荷重(巻)に対して防護板(鋼材)を支持できる強度を確保し、支持架構造構成する部材の倒壊、転倒及び脱落による波及的影響を与えないよう、骨組構造(ラーメン構造)を採用するなどとともに、支持架構造構成する部材が部分的に取り除かれて設置する設計。 ・防護板(鋼筋コンクリート)は、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計。 ・飛来物防護板は、重大事故等対処設備の換気機能に影響を与えないよう、空気の給排気可能な開口を確保したフードを設ける設計。		【環境条件に関する設計】 ④-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(大型移送ポンプ車) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、風荷重に対して固縛することで必要な機能を維持する設計としており、8条(巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	-	
						36条D② 飛来物防護板	評価 (No. 121-5)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 34				
						36条B⑥ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	配置設計	機械の影響を受けた屋外保管の可燃型重大事故等対処設備は巻が重大事故等の発生の要因となるないと踏まえ以下を考慮した設計。 ・固縛等の措置を講じて上部で互に100mm以上の離隔を確保して保管する設備を期待し必要な機能を維持する設計。	【環境条件に関する設計】 ④-4-2 保管庫の外に保管する可搬型SA設備は、位置的分散された予備を期待して必要な機能を維持する設計としており、8条(巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。	-		
						36条B⑦ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-1)	屋外に保管する可燃型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可燃型重大事故等対処設備は風荷重に対して固縛装置により固縛されは固定装置により固縛されたコングリート等に取付けられる設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、電梯の設計に包含される。				
						36条B⑧ 屋外の可燃型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-1)	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 《関連するDB条文基本設計方針No.》 8条(巻) - 19				

回観防災マニュアル説明会  
評価対象部位の選定を説明  
【評価対象部位】(添付2)評価対象部位について  
【評価対象部位】(添付2)評価対象部位について

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	設計説明分類 (正規は代表)	各基本設計方針の対象となる範囲 (対象範囲は資料1別途参照)	設計項目	設計項目の考え方	説明グループの考え方	既認可からの変更点	関連する個別補足説明資料	
122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対する固定装置等を設ける。ただし、固定する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固定で拘束することにより、重大事故等への対応に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	可搬型重大事故等対処設備 施設共通 基本設計方針	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	36条B20 屋外の可搬型重大事故等対処設備	構造設計 (No. 122-2)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は以下を考慮した設計。 ・屋外の可搬型重大事故等対処設備は風荷重に対して固定又は固定されたコロナ等に収納する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-19	【環境条件に関する設計】 ①-3-1 可搬のうち風荷重に対して自分で耐えるもの(可搬型中型移送ポンプ) 外部保管エリア(保管庫の外)に保管する可搬型SA設備は、風荷重に対して固定することで必要な機能を維持する設計としており、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
					36条B20 屋外の可搬型重大事故等対処設備	評価 (No. 122-2)			<固定装置の評価対象部位> ⇒評価対象部位の選定を説明 【補足事項】 3. 固定装置の評価対象部位について			
					設計説明分類共通 (屋外 機器・配管)	構造設計 (運用)	構造に対する影響材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び宿泊物の右側を考慮し、資機材等が飛来物とならないよう固定又は固定する設計。 以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-29	【環境条件に関する設計】 ②-1 設計飛来物にならないための措置(資機材) 8条(竜巻)に関する設計と同様になるので、該当する設計方針に展開する。				
154	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遭する津波を含む。)、洪水、風(台風)、電気、浸水、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。	設置要求	基本方針 (アクセスルート)	基本方針 (アクセスルートの確保)			冒頭宣誓に当たる基本設計方針No. 152を受けた設計					
					建物・構築物 (アクセスルート)	配置設計	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外側からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。 ・複数のアクセスルートに対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-18	【アクセス性に関する設計】 ⑤-1-2 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、竜巻に対して健全性を確保できる建屋内に設置する設計としており、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
					36条A20 屋外アクセスルート	配置設計	屋外のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋外のアクセスルートは建屋に対して迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-19	-			
						構造設計 (No. 154-●)	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・アクセスルートを構成する構造部材は軽量(巻)に対して、建屋の構造部材が十分厚みを有する設計。 ・風(台風)に対する設計は、建築基準法に基づき算出する風荷重が設計竜巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、竜巻の設計に包含される。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-15	【アクセス性に関する設計】 ⑤-2-2 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートの設計であり、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
						評価 (No. 154-●)	アクセスルートを確保する建屋等は、設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材である屋根、壁、フード、扉が貫通及び表面剥離が生じない厚さを確保する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-16	-			
						構造設計 (No. 154-●)	アクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイルローダーを3台に加え、予備として撤離時及び点検保守による待機外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-16	-			
						評価 (No. 154-●)	ホイルローダーは予備を含めた保有数を配備する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-16	-			
157	屋外のアクセスルートは、「(3.1 建築による押障の原則)」にて考慮する地盤の影響(周辺構造物等の傾倒、周辺斜面の崩壊及び落石の発生)、その他自然現象による影響(巣(巣箱)及び巣(巣箱)による巣の影)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイルローダーを3台使用する。ホイルローダーは、必要数として3台に加え、予備として撤離時及び点検保守による待機外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	アクセスルート ホイルローダー 施設共通 基本設計方針	設計方針 (アクセスルートの確保)			冒頭宣誓に当たる基本設計方針No. 152を受けた設計					
					建物・構築物 (屋外アクセスルート)	配置設計	屋外のアクセスルートは竜巻に対して迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針でまとめて説明する。 『関連する36条基本設計方針No.』 36条-154 建物・構築物 (アクセスルート)	【アクセス性に関する設計】 ⑤-2-1 屋外アクセスルート 36条-154の建物・構築物(アクセスルート)に関する設計と同様の設計であるため、36条(36条-154)に統合する。			
					室外機器・配管	システム設計	ホイルローダーは予備を含めた保有数を配備する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-19	【アクセス性に関する設計】 ⑤-3-1 アクセスルートに影響を受けた場合に整備するもの(ホイルローダー) 屋外アクセスルートの耐用に関する設計であり、8条(竜巻)に関する設計のうち屋外の防護対象施設の設計と合わせて説明する。			
					36条B20 ホイルローダー	構造設計	屋外アクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイルローダーを配備する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針と合わせて説明する。 『関連するDB条文基本設計方針No.』 8条(竜巻)-19	-			
							(運用要件のため)					
166	屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、雷巻、凍結、高溫、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対する、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等に確保する設計とする。	設置要求	再処理施設 各建屋	基本方針 (アクセスルートの確保) 評価 (アクセスルートの確保)			冒頭宣誓に当たる基本設計方針No. 152を受けた設計					
					建物・構築物 (屋内アクセスルート)	配置設計	屋内のアクセスルートは以下を考慮した設計。 ・屋内のアクセスルートは竜巻に対して外側からの損傷を防止できる建屋等内に迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計。	以上の設計は、以下のDB基本設計方針でまとめて説明する。 『関連する36条基本設計方針No.』 36条-154 建物・構築物 (アクセスルート)	【アクセス性に関する設計】 ⑤-1-1 屋内アクセスルート 36条-154の建物・構築物(アクセスルート)に関する設計と同様の設計であるため、36条(36条-154)に統合する。			
					36条A20 屋内アクセスルート							
							凡例					

・「説明対象」について  
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目  
△：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目  
-：当該申請回次で記載しない項目